

規制の事前評価書（金融庁）

1. 政策の名称

保険仲立人に対する規制緩和

2. 担当部局

金融庁総務企画局企画課保険企画室

3. 評価実施時期

平成 26 年 3 月 13 日

4. 規制の目的、内容及び必要性

（1）現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性

平成 7 年に保険仲立人制度が初めて導入された際に、保険契約者等の保護に欠けることのないよう、当分の間、保険仲立人又はその役員・使用人が保険期間が長期にわたる保険契約であって保険契約者又は被保険者が個人であるものの締結の媒介を行おうとするときは、当該保険仲立人は内閣総理大臣の認可を受けることが必要とされたところ。

しかし、制度導入から一定期間が経過し、保険会社から独立した存在として、顧客の立場に立って保険募集を行う保険仲立人のあり方が定着したことから、当該認可を不要としても保険契約者等保護の観点から支障がないと認められること、また、規制を緩和することにより保険仲立人の新規参入や既存業者の活性化が見込まれることから、当該認可を不要とすることが必要である。

（2）法令の名称、関連条項とその内容

保険業法附則第 119 条

（3）規制の新設又は改廃の内容

保険仲立人において、長期保険契約の締結の媒介を行う場合に求められる当局の認可を不要とする。

5. 想定される代替案

（1）代替案

認可を要する長期保険契約について、保険期間をより長期のものに限定する。

6. 規制の費用（代替案における費用も含む。）

（1）遵守費用

① 本案

保険仲立人において、長期保険契約の締結の媒介を行う場合に求められる当局の認可を不要とすることから、認可申請を行うための事務負担・費用負担が減少する。

② 代替案

保険仲立人において、一定期間以内の長期保険契約について媒介業務を行う場合には当局の認可が不要となるため、その場合に該当する部分に限り、当局に対して認可申請を行うための事務負担・費用負担が減少する。

（2）行政費用

① 本案

保険仲立人において、長期保険契約の締結の媒介を行う場合に求められる当局の認可を不要とすることから、認可申請に対する審査のための事務負担・費用負担が減少する。

② 代替案

保険仲立人において、一定期間以内の長期保険契約について媒介業務を行う場合に当局に対して認可申請が不要となるため、その場合に該当する部分に限り、当局において当該申請に対する審査のための事務負担・費用負担が減少する。

（3）その他の社会的費用

① 本案

保険仲立人において、長期保険契約の締結の媒介を行う場合に求められる当局の認可を不要とすることで当局の審査が行われず、長期保険契約の媒介を行う場合に保険契約者等の意図しない結果が生じ、保険契約者等の保護に欠けるおそれがある。

② 代替案

特段の費用は発生しない。

7. 規制の便益（代替案における便益も含む。）

① 本案

保険仲立人において、長期保険契約に係る媒介業務を行う場合に求められる認可を不要とすることによって、保険仲立人の新規参入や既存業者の活性化が期待できる。

② 代替案

保険仲立人において、一定期間以内の長期保険契約に係る媒介業務を行う場合に求められる認可を不要とすることによって、一定の保険仲立人の新規参入や既存業

者の活性化が期待できる。

8. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

（1）費用と便益の関係の分析

本案については、遵守費用及び行政費用は減少するが、社会的費用が発生するおそれがある。しかし、保険仲立人において、長期保険契約に係る媒介業務を行う場合に求められる認可を不要とすることによって、保険仲立人の新規参入や既存業者の活性化が期待できる。一方、認可制廃止に伴う社会的費用については、保険仲立人の登録審査やその後の監督を適切に実施することを通じて、抑制することが可能であると考えられる。こうしたことを踏まえれば、便益の発生というプラスの効果は、社会的費用の発生のおそれというマイナスの効果を上回ると考えられ、本案による改正は適当と考えられる。

（2）代替案との比較

代替案は本案と比較し、遵守費用及び行政費用が上回る。また、認可を不要とする保険契約を限定することによって、顧客が自己のニーズを明確に認識し、十分な情報と豊富な選択肢を元に購入判断ができる環境は整うものの、その影響は一定期間以上の長期保険契約に対してのみであり、また、保険仲立人の新規参入や既存業者の活性化が一定程度に抑えられることが考えられることから、本案以上の効果は見込まれない。したがって、本案による改正は適当と考えられる。

9. 有識者の見解その他関連事項

「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」報告書
(平成 25 年 6 月 7 日)

10. レビューを行う時期又は条件

「保険業法等の一部を改正する法律」の施行後 5 年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

11. 備考

特になし。